

阿賀野市条例第16号

阿賀野市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成27年阿賀野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「人員に関する基準」を「指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に、「運営に関する基準」を「指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」に改め、「基準該当介護予防支援」の次に「の事業」を加え、「附則」を「第6章 雑則(第35条)

附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

「第2章 人員に関する基準」を「第2章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に改める。

「第3章 運営に関する基準」を「第3章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」に改める。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「作成されるものであること等」を「作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に、「使用」を「利用」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第12条中「第2項」を「第1項」に改める。

第15条の見出し中「サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」を「国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第19条中「定めておかななければならない」を「定めるものとする」に改め、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

第20条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の見出しを「(苦情処理)」に改め、同条第3項中「当該職員」を「職員」に改め、「又はその家族」を削り、同条第6項中「又はその家族」を削る。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第17号」に改める。

第32条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「介護予防サービス計画の原案に」を「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に」に改め、「(以下」の次に「この条において」を、「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第12号中「、介護予防訪問介護計画」を「、介護予防訪問看護計画書」に、「指定介護予防サービス等基準条例」を「県指定介護予防サービス等基準条例」に、「介護予防訪問介護計画をいう」を「介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ」に、「指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない」を「県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」に改め、同条第26号中「図らなければならない」を「図るものとする」に改め、同号を同条第27号とし、同条第25号中「法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス」の次に「の種類」を加え、同号を同条第26号とし、同条第24号中「(法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第25号とし、同条第23号中「(法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)」を削り、「その理由を当該介護予防サービス計画」を「その理由を介護予防サービス計画」に改め、同号を同条第24号とし、同条第22号中「(法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)」及び「(同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第23号とし、同条中第21号を第22号とし、同条第20号中「(法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)」及び「(同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)」を削り、「主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第16号の2とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

第32条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)」を「指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、同条第13号中「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準」を「第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改める。

第34条の見出しを削り、同条中「同条第2項」を「同条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的

方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86において準用する場合を含む。)第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以下「新(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第3条第5項及び28条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第2条5項及び第28条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第31条において準用する場合を含む。)の規定適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の203において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第202条において準用する場合を含む。)、122条、第145条、第168条及び186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第19条(新指定居宅介護支援等基準条例第31条において準用する場合を含む。)の規定適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のため

の措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努るとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基第59条、59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第20条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」と、「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定期巡回・随時対応型訪問介護看事業者等における感染症の予防及びまん延止ため措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条38、第80条、第108条、第128条、第149条及び202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。